

第6章 計画の実現に向けて

○ これまでに示した都市計画マスタープランの方針について、実現へ向けての方針を位置づけます。

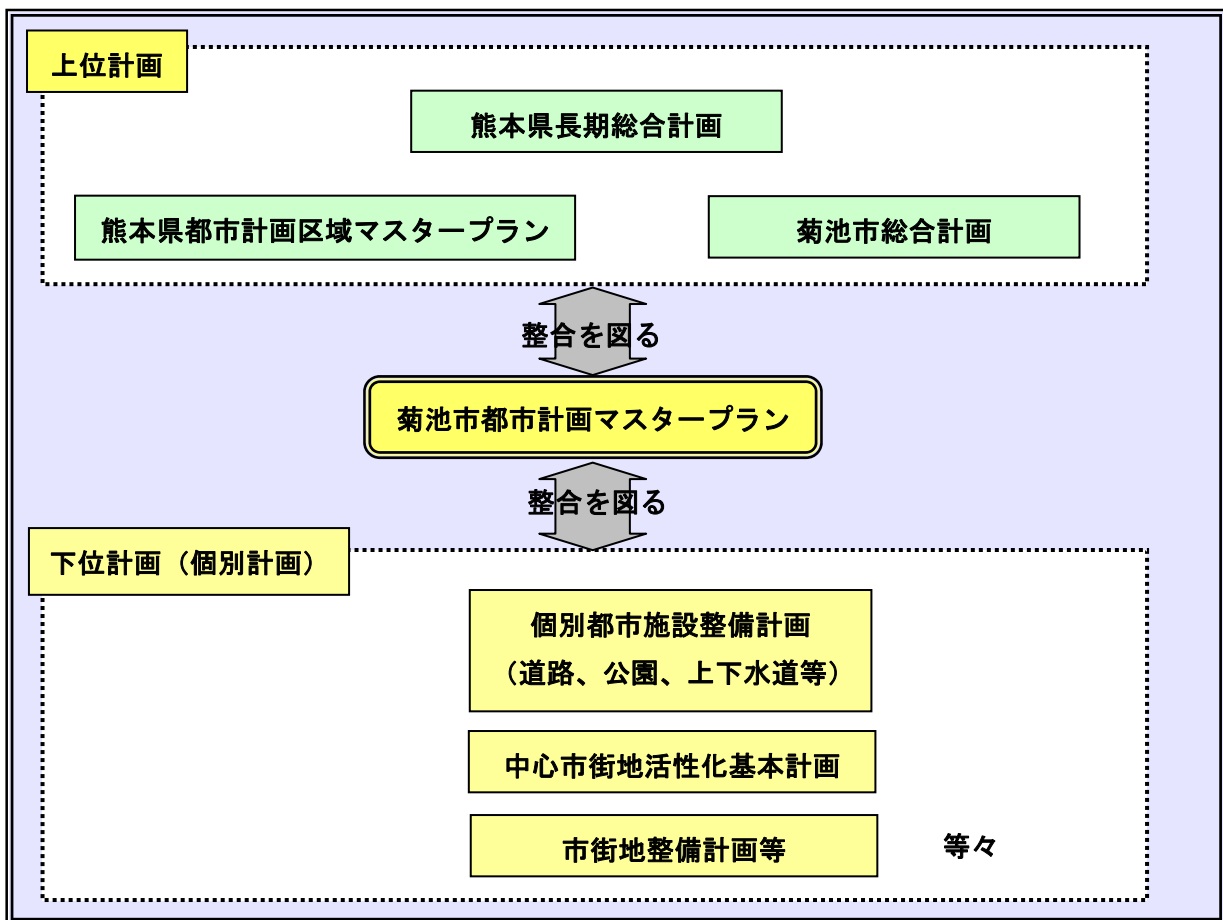
6-1 計画実現に向けての考え方

(1) 個別計画等の策定

本計画は、菊池市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、個別、部門別の計画を総合的に検討したものです。

今後は、個別計画等の立案・具体化を図るとともに、それらの相互の連携・調整を図りつつ本計画を推進していくものとします。

上位計画と下位計画との関連性



(2) 推進方策の充実

1) まちづくり推進体制の整備

行政・市民・企業等のそれぞれの役割分担を明らかにするとともに、相互の協働によるまちづくりの推進を図ります。

行政内部においては、横断的な取り組みを行える組織体制の確立に努めるとともに、市民及び企業などが行う各種活動に対する支援体制の整備に努めます。

また、関係機関、周辺市町との連携強化を図ります。

2) 住民参加の推進

住民意識の高揚を図り、住民参加によるまちづくりを進め、各種団体や企業が活動しやすいよう、行政情報の積極的な提供や共有化、補助支援や団体の育成を行い、民間の知恵を活かしたまちづくりを推進します。

3) 効率的な事業の推進

事業の推進にあたっては、緊急性や投資効果に基づいて事業の優先順位を定め、計画的な事業執行に努めるとともに、国・県などの補助制度等を有効に活用することにより、事業の推進を図ります。

また、市民の自主的な活動を支援し、効率的なまちづくりの推進を図ります。

4) 連携による都市づくり

①広域圏での連携

今後の都市整備においては市域を越え、広域圏で対応することが重要となります。そのため、各市町間の連絡調整の円滑化や広域行政推進体制の強化を図り、周辺自治体との関係を密にし、広域圏の連携を深めた都市づくりに努めます。

②地区間での連携

今後は、各地区の課題や特性に応じた都市づくりを進めることが重要となります。そこで、地区ごとの特色を活かし、その地区固有の都市機能や魅力の形成、地区間の交通ネットワークの整備を図り、菊池市全体の都市機能を一つに結ぶことを目指します。

③人の連携

高齢化や情報化等といった社会情勢の変化により、これまで広域的な事業として取り上げられなかった福祉や生涯学習などの分野で新たな広域需要が拡大しつつあります。こうした分野における住民のニーズに対応していくためには、行政間の連携強化はもちろんのこと、地区住民のまちづくりへの参加が必要となってきます。このため、広域レベルでの情報提供と地区住民の意見を施策に反映させる仕組みづくりを推進します。

6-2 関連施策の導入方針

(1) 都市計画区域の見直しの検討

菊池市は4市町村が合併してできた都市ですが、旧菊池市、旧泗水町には都市計画の指定がされているものの、旧七城町、旧旭志村には都市計画区域の指定がされていません。今後一体的な都市として秩序ある市街地の形成を図るため、現在の都市計画区域外について、都市計画区域の見直しを行うものとします

(2) 用途地域の検討

将来の都市化の動向等を勘案し、現在の用途地域縁辺部の幹線道路沿道や、泗水地域の市街化が進展している地区等を中心に、必要に応じて用途地域の拡大や変更について検討します。

6-3 段階別整備方針(今後の主な重点施策)

今後、重点的に進められる施策として、次の事項があげられます。

	施 策	内 容
土 地 利 用	都市計画区域の見直し	都市計画区域外の土地利用の動きに対応した区域見直しを行う。
	用途地域の範囲の見直し	幹線道路沿道や各総合支所周辺など用途地域指定の検討を行う。
	特定用途制限区域の検討	幹線道路沿道等において、特定の商業施設等の立地を抑制する区域指定の検討を行う。
	菊池市中心市街地活性化基本計画	菊池市中心部の活性化のための様々な計画づくりを行う。
	菊池市新市庁舎基本構想	花房台地区において、新庁舎や各種都市機能、公園等の整備を検討する。
交 通 体 系	国道 325 号の 4 車線化	現在の 2 車線区間の 4 車線化を行う。
	県道植木インター菊池線	七城間所地区を中心に整備促進を図る。
	市道整備事業	未改良区間の整備を図る。
	歩行者自転車空間整備	スクールゾーンを中心に整備を図る。
	公共交通対策	あいのりタクシーの充実を図る。
設 各 種 都 市 施 等	公園整備事業	身近な公園の整備を図る。
	公共下水道事業	未普及地域の整備促進を図る。
	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備促進を図る。
	学校施設等整備	統廃合と耐震化の整備促進を図る。

6-4 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、よりよい将来像を目指して定められた計画であるため、社会経済状況の大きな変化や各種施策の進捗状況に対応しながら次なる施策の展開を検討していく必要があります。また、国や県をはじめとする各種の上位計画の策定等により、今後のまちづくりの方針に大きな変更が生じた場合には、本計画の見直しを検討します。